

## 育成会大会第4分科会

(秋田ビューホテル)

### [人権擁護の推進]

安全・安心な暮らしを支えるための備え、どんな暮らしをつくるのか。

成年後見と市民後見の活用を考える。

司会者 (秋田県) 伊藤 幹子 秋田県社会福祉士会 権利擁護センター  
「ばあとなあ秋田」運営副委員長

話題提供者 (福島県) 太田 行丸 相馬市手をつなぐ親の会長  
〃 (宮城県) 水沼 恵子 社会福祉法人 みのり会

なとり生活支援センター「窓」相談員

助言者 (岩手県) 坂口 繁治 岩手県社会福祉士会盛岡ブロック代表  
〃 (山形県) 佐々木秀雄 山形県手をつなぐ育成会理事

世話人 (秋田県) 田中 勉 秋田県手をつなぐ育成会理事

### <世話人 田中>

第4分科会の世話人を務めます秋田県手をつなぐ育成会の田中と申します。

(分科会メンバーを紹介後、司会者にバトンタッチ)

### <司会者 伊藤>

司会を務めます秋田県社会福祉士会の伊藤と申します。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、簡単に自己紹介を発表者、また助言者からお願ひしたいと思います。

話題提供者の方から自己紹介をお願いいたします。

### <話題提供者 太田>

福島県から来ました太田と申します。相馬市の津波もありましたが、私の息子は自閉症であり、福島県の自閉症の親の会を立ち上げ、10年位会長をやりました。今は手が回らなくなってきて、うちの周りの親の会の仕事をしております。昨日も関係者で打ち合わせをしたが、この福祉というのは本当に深入りすればするほど挫折をする。いくら会長が1人で頑張って立ち上げて、苦労してもついてくる人がいない。皆さん私どもの話を聞いて地元に帰り、少しでも今までと違ったものを前向きに取り組んでいくということになれば福祉は変わると思います。私の責任もありますが、本気になって努力してきたのにも関わらず思い通りにはなっておりません。そんなことでよろしくお願ひいたします。

### <話題提供者 水沼>

宮城県の名取市からまいりました社会福祉法人みのり会名取生活支援センター「窓」で相談支援専門員をしております水沼恵子と申します。

相談業務の方は今年で7年目になります。その前に障害者のデイサービスセンターとか重症心身障害者通所施設とか授産の方で、障害福祉の分野は併せて17年になります。

今日は、私が震災のときに関わった方々の事例の方を皆さんにお話できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

<司会者 伊藤>

それでは助言者の方の自己紹介をお願いいたします。

<助言者 坂口>

岩手から来ました坂口と言います。よろしくお願いします。

職は個人で社会福祉士事務所をやっています。その他に、岩手県の高齢者虐待対応専門職チームの委員もさせてもらっていました。それから岩手県教育委員会のスクールソーシャルワーク、新しい分野ですがそこの委員と実際定時制高校に行ってスクールソーシャルワーカーをしています。その他に成年後見ですね、パートナーで受けていましたし、あと虐待を受けた18歳の女の子の未成年後見も受けしていましたので。今回は、育成会あすなろ園、岩手県のさわら園の理事を去年から頼まれて、多分そんな関係でここに座れというふうになった経緯なのかなと思っていました。勉強させてもらいますのでよろしくお願ひします。

<助言者 佐々木>

山形県鶴岡市温海から来ました佐々木秀雄です。

私は家内の兄弟が障害者なので、60歳になってから社会福祉士の資格を取り、今、坂口さん言われたとおり社会福祉士の事務所を構えました。5年前に温海の育成会会长職を受け、障害者福祉の制度をそれから猛勉強をはじめ、今ここにきて県育成会理事をやりながら地域、私は特に地域福祉、障害だけでなく老人介護とか、それから地域生活困窮者とか様々な面で自分なりの活動をしています。

今日は皆さんから、別の意味でご指導受ければ幸いかなと思いますので、よろしくお願ひします。

<司会者 伊藤>

ありがとうございました。

それでは早速、話題提供に入らせていただきます。15分程度でお願いいたします。

最初に、福島県相馬市手をつなぐ親の会会长太田行丸様お願いいたします。

<話題提供者 太田>

障害者も含めて、本当に人間らしく扱ってもらっているのかというところは、憲法できちんと定められています。ただ、そこには義務があります。一生懸命努力してそれを自分なりに勝ち取っていく、ところがいくら努力してもどうにもならないというのが、いわゆる弱者と呼ばれる障害者も含めた人たちだろうと私は考えています。それを守るためにいろんな福祉のサービスをやっていきますと、受けたなら人間らしい生活ができるだろうということで、今この何年かの間に障害者支援費制度、障害者自立支援法、障害者総合支援

法と名前が変わっていました。何年か前には障害者自立支援法ではいけないということで、抜本的な改革をしなければならなかった。ところが今回のいわゆる総合支援法になってどれほど変わったかというと爪の垢ぐらいです。いわゆる重度障害者をどのように助けていくか、これも大事なことです。あるいはグループホーム、ケアホームを一体にした方がいいだらうという改正はあると思うが、そんなに変わっていません。それはなぜなのかといふと、いわゆる永田町政治というのがあります。これも全く同じなんです。中央に何々代表、関係の代表がみんな集まって検討します。そこでは問題は発見できないです。東京都の福祉と私たち福島県相馬市の福祉は全く別、大きな都市ほど福祉というのは充実しています。施設でも何でもあります。皆の声も大きくなりますので充実してまいります。ところが、町や村の中でそういう施設がつくれるだらうか。いくら福祉のサービスを受けたいといつても、なかつたら受けられないと思います。だから制度的にはもう十分可能なぐらいのものがき上がりっております。だが、現実的には受けたくても受けられないという人が今の現実としてある。

私の中にも4つくらいの例をあげておきましたが、例えば亡くなった場合に相馬市では、火葬してくれます。身内がなかつたら無縁墓地に納めてくれます。その程度のことがあります、それ以外のことは決してしてくれません。それで満足できるのかということがあるのかと思います。重度心身障害者の人がいまして、これがいっぱい手がかかります。私ども養護学校で携わった時にあんまり歩けなかつたが、何とかして歩けるようにして自分で行動できるようになりました。ところが、そのことで今度困ったこと出てきました。誰かが、四六時中ついてなくてはならない。施設でも、あんまり食事をとらないということで心配になる、手がかかってだめですよと断られることが多くなった。ショートステイが何回かに1回は受けられるが、私は1週間1回ぐらい解放してあげたいと思っているが、その親も大変まいってきておりで、市にもお願ひしていますが、サービスを受けたくともなかなか受けられないというのが今の現状です。

私の親の会でもいろいろ話し合いをいたします。ある方は、今福祉は進んでいるだらう、市に行ってこんなのは相談すればいいというが、私も親の会会长として何とか守ろうと思って市に行きますが、いろんなケースを訴えても、なかなかその通りにならないです。最後は私が福祉事務所に行くと何で来たのと嫌な顔をされる。私も要求通らないから何回も同じことを言います。

ここの例の中にありました、私はその前にN P O 法人を取り、責任上潰れるまで全部やつたが、そこで預かっていた子どもですが、食事コントロールができないということで、食うためにはどんなことでも万引きみたいなのもありますし、これは絶対、入院・保護が必要だと5年も6年も前に言っていましたが、市では、受け取るところがないとか、これは今のこの子のいわゆる介護度からいって適用にならないとか何か言っていましたが、背は小さいですが、遂に130キロの体重になりまして、喉にものをつまらせて死んでしまった。そういうことがいっぱいあります。なかなか思い通りにはならない。ですから親の会がもっと本気になって、私どもに言ってもらって、一つ一つのケースを進めていけば、私は必ず動くと思っています。

ところが、例えば、今も諦めてはいないが、グループホームをつくろうと思っている。というのは親だって限界あります。それから本人たちも限界あります。家庭でいつまでも

そこで過ごすのが、果たして幸せだろうか。私は、それを否定はいたしません。それも大事なことです。しかしながら、それがいつかはやっぱり親も自分のことで精一杯になってきます。そうすると家にいたり、グループホームで生活をしたりと選択の幅が広がれば私はいいだろうと思います。今、比べるものがないからそれが一番幸せだと思っているのではないか。私はグループホームをつくろうと思っているが、うちの親の会に全部アンケート用紙配りまして、どうですか、お金は出す必要はありません、私が何とか工面いたしますとアンケートいたしました。そしたらどういうふうなお答えだったかというと、それは必要です。でも今すぐに入る必要はありません。将来困ったときには入れます。ということだった。そういう答えなので入る人がいないのに、準備をして職員を採用して建物を借りてということになると、その借財を誰が返していくのか、親は、私もその親の一人ですが、保護者とも関わってまいりました。養護学校にも24年間勤めましたので、養護学校では毎年少しでも将来の生活も安定させて、作業所も作らないと、という意見になってきたので、毎年のように研修視察をやりますが、そこに行って、自分たちでつくることになるかというと、つくらない。最後は抜けて手出しをしてこない。私が学校辞めまして、何とか親の会でつくりますよと言ってきたので、私が辞めた年に立ち上げました。お医者さんが使っていた古い家あり、それを利用させてもらったが、誰も入ってこない。私たちがかつて立ち上げた社会福祉法人そこには行くが、そこまで行く間とにかく置いてくれということで、そんな中で責任を預けられても何かあった場合にはどうにもならないですね。あなたのところでサービスが悪いからとか、問題起きたからとかで出でていきます。15～16人までになりましたが、今の制度になって、20人いないとダメということで、潰れて、ただは潰してはならないから、施設を新しくしようと、県から1,700万円位の補助もらって2,500万円かけて立ち上げました。先に立ち上げた社会福祉法人に寄付するみたいな形にして進めてきたが、私としては社会福祉法人にいろいろお願ひしてもできること、できないこと、その格差がものすごくわだかまりが出てくる。2,500万円の財産をただで寄付したので、関心を持たないはずないですが、最近あまり行かなくなりました。このようにやってくださいと言ってもなかなか進まない。グループホームは諦めていないですよ、今からでも立ち上げなくてはならないと思っています。その家借りたりする自己資金600万円位は私、今何とかできるつもりでいます。だが、他の人が動いてこないとどうにもならない。太田が勝手にやったのだからと抜けたり、あとその責任はどこにもいかないですね。だから皆さんが親の会の中で、本当に会長というのは孤立してくる。錢も預かって大事に使わなくてはならない。だが、それから文句はいっぱい出てくる。会長職というのは、謝り職だと思っている。どうもすみませんと謝っていればいい。みんなから大事な会費を集めているので、ここで抜けられたら困る。

そういうところで今、中途半端な思いで活動しているわけですが、いろいろわだかまりが毎日のようにきて、そこからは進めないです。私も72歳ですから、例えば1,000万円も2,000万円も借財負って、それがものになるならいいが、ものにならないものを残して息子にその借財を負わせるということはやっぱりできません。もっと若かったら踏み切るかもしれません、どんなことでも同じですが、皆さんにこれを是非やってくれという声があればどんなところにでも行くし、それから今の社会福祉法人だめだと言っても、私何回も行ってお願いしましたところ、介護サービスも行うと、それからグループホ

ームもその希望者があれば行うというその約束まではできました。だが、前の施設長が急に辞めて、新しくなりました。新しい施設長との間でそういう話し合いもしていますが、入る人が決まらないうちに作ったらみんなにも迷惑かけるし、私も責任上いつまでもその借財が残りますから、ちょっと待ってくださいとなっています。ですから皆さん、もっと親の会が会長を支え、一員として前向きに活動していただければ自信がついてきますから、どんなことでもできると思う。一つ一つ小さな課題を目の前において、各親の会でこの分科会を通して一つの問題を持っていただきて、地域に行って活動していただきたいと思います。

私どもが一番求めていることは、私の息子も障害持っているがどんなサービス受けられるか市から説明されていないです。サービスを受けている人はご存知だろうと思うんですが、いわゆる老人介護もそうですが、程度区分が6段階あります。だから皆さんの、例えば本人が持っている重度とか中度とか、AとかBというその手帳ではそのサービスは受けられません。さらに6つの区分の審査をその市町村の中で受けないとダメですね。だからどんなサービスを受けるかわからないから教えてくださいと言っても、市では教えてくれない。今度こちらの方に相談員おりますので、総合支援法の中で今後3年間の中にどういうサービスを受けられるか、相談受けて具体的にわかるようになりますね。ですからそれを是非進めて欲しいと思います。その際に、妥協できないことは、頑として跳ね除けてください。私はダメなのはダメだと思う。そのとき言わないで黙ってしまうことによって、この法はそのまま定まってしまいます。改正というのは常に必要あります。

#### <司会者 伊藤>

太田様ありがとうございました。

この第4分科会では2つテーマがあり、1つ目は「安全・安心な暮らしを支えるための備え、どんな暮らしをつくるのか」というテーマについて、今のご発表は親の会としての活動をお話ししてくださったのかなと思います。

それでは助言の方々、お二方からよろしくお願ひいたします。

#### <助言者 佐々木>

私なりの見方として、太田さんのお話の中と今日の安全・安心な暮らしを支えるためのものはどうなんだろうということですが、私も温海の会長を受任したときから、お母さん方からグループホームが必要だということを、総会のたびに申し出があり、県の方に相談に行ったら、こういう資格があると言うので、それから勉強すると、そうすると法律変わると今度こういう資格が必要だよと、また法律変わるとこういう資格が必要だよと言われて、落ち着いたところが社会福祉士で、その資格を取ってNPO法人をまず立ち上げようと、育成会の役員をされてるお母さん方から理事に半数以上就任してもらい、まずNPO法人を立ち上げたということです。

それで先ほど太田さんからもありましたが、利用者は最低法的には4人以上、そして施設には2人以上ということで、この4人が会員20数名いるが、在宅のNPOのグループホーム利用ですから、今現在困っているわけではないです。要は将来困るだろうと、親亡

き後とかで困るだろうということで必要ですね。利用する、しないは次の問題であって、要は安心、自分らの身近な地域にグループホームがあるというこの安心がものすごく大事だということをそのときに気づかされました。じゃあ先ほど太田さんも言われましたが、現実的にやってみて、経営が成り立たない。それで私の場合は、たまたま障害者とか、介護・老人・高齢者関係の相談をやっているので、これはだめだなというので、宅建の資格を取り不動産業務を今やっています。その中でこれはいい物件だというので、それをグループホームに利用させてもらおうということでやりましたが、800万円位かかったのかな。これは全部自分のお金です。

要は、会員の皆さんには安心の施設があればいいので、じゃあそれをお金で何とかして持つてもらおうという考え方があんまりないみたいで。それと先ほどもありましたが、都市、俗にいううち方は鶴岡市には十分な施設がありますので、そういう意味で私の方は新潟県の県境の方であるつきり都市部から遠い、作業所がありますからそこの通所をされている方の利用をまず考えようと、会員の方々に利用してもいいという方もいましたが、確約をもらってからグループホームを開設しないと大変な目に合う。今現在、そのためには私一人で管理者、サービス管理責任者の講習も受け、この間、山形県の相談支援専門員の講習を受けて、世話人もやって子どもたちと一緒に生活しているという状況で、実際給料はもらっていない。その中で運営しているということです。地域にサービスを利用したいという人が、1人でもいれば私は絶対作らなくてはいけないと、それが親の会の本来の一人ひとりの安心を支援してあげられる1つの方法だろうし、また地域の方々もボランティアの方々も理解してくれますが、それでもやっぱり当事者である親が一番早く気付いて、この子どもたちのため兄弟のためにやっぱり安心するものをつくっておかなくてはならないと、今現在、自分のお金で運営はしていますが、あくまでもNPO法人なので、会計も公開しなくてはならないし、それで今年の総会で社員の方からクレームがつきました。何でお前自分の金出すのだということで、早く改善しなさいというようなご指導受けました。今それを一生懸命直そうと思って頑張っているところです。

私は何度も言いますが、親の会は自分ら自分の子どもが地域で暮らすためにはこういう施設も必要だということは、大変だろうがやっぱり安心を確保させるためには誰かがリスクを背負って勉強して、スタッフを揃えてやっていかない限りはだめだろうと、今現実的にやっているところです。

今後皆さんも地域の中でグループホーム、ケアホーム、来年度からはグループホームに一本化になる予定ですが、この中で一番苦労したのは、人的経費ですが、県の指導はやっぱりNPOをつくらせる、グループホームをつくらせるが、その代わり雇用も増やしていくだいという指導でしたが、現実的に経営が成り立たないので、しょうがないから自分で全部勉強させてもらって今現在動いているところです。やっぱり地域にある親の会の皆さんと一緒に協力して、1人の会長に任せないで最低でも10人揃えればいいわけだからその中で運営・経営とかボランティアするとか、してもらえればと思っています。

助言になるかどうか、自分が今困っていることをここでお話ししたことですので、よろしくお願いします。

<司会者 伊藤>

続いて、坂口様お願いたします。

<助言者 坂口>

私実際、親の会の活動は詳しくわかりません。ただ親の苦労は亡き後の子どもをどうするかという話は実際に聞いて、私もそれに携わっています。成年後見人として57歳の人を担当していますが、保佐です。非保佐人になりますので私が保佐人、両親はお金、財産があつたので一戸建ての家を建てて特養に入っています。ところが認知症がひどくて、お父さんも県の職員だったので自分も後見制度を使って、自分が大変になったとき困るからと、司法書士さんがなさつたものを息子は年金しかもらっていないので、財産も少ないからいざれ保佐人か何かをつけておいた方がいいだろうと、裁判所から社会福祉士誰かいないかということで私が受けました。お父さんが危ないと特養からときどき電話くると、一人っ子なので喪主は私が担当している57歳の人になるので、その人が喪主で葬儀できるのかなということで、私たちは司法書士と特養の施設の職員と奥さんが入っている方と本人が入っている施設、みんな関係者で集まって親戚も全部、当然成年後見申し立てするときに親族みんなわかりますので、もし亡くなつたときどうするかという菩提寺も含めて全部手順は作っています。彼ももう何年も立派な家ですが自分の家に帰っていない。本人はグループホームに入っているので、折角だったら自分の家をグループホームにして貸したらという話をしたら、本人もそれがいいねということで、お父さん名義をあなた名義にすればいいのだから、あなたは実際できないので、保佐人の私が全部やってあげますよという話をして、そんなふうに成年後見のことがあったので、何か後見というと十把一絡げに全部ということですが、保佐という使い方もあるし、補助類型もありますので、また時間があったら補助とか保佐の使い方もそうすると、今の保護者と成年後見つくったときの補助人とか保佐人がどんな役割をしていけばいいかということもあとで少し説明できればとは思っていました。

グループホームのことですが、私も驚いたのが、ある県北の方の施設に行つたら、オール電化になっていて、快適な住まいのグループホームで、自分の部屋に行くとパソコンはあるしふベッドはあるしお風呂はある。それは自分たちのお金で、自分たちが年金を貯めたお金で、保護者の協力のもと、まあ親の会でしょうね、建ててこういうふうなことができるんだと。

私もあちこちの施設を見に行くと、やっぱり何十年も年金をもらって施設に入っているので1,000万円超えている人がいっぱいいる。確かに高齢だが、親も年をとつてこの先どうするのかということになれば、地域移行しているのであれば、例えば4人でも5人でもまとめて、1人ずつ家を建てたら大変ですが、みんなで家建ててグループホームつくれば1人300万円、400万円で岩手県だったらできる。私たち社会福祉士としても施設がやらないのであれば、補助とか保佐の中でその人の夢を実現する本当の終の住処を実現するにはそんな方法もあるのかなということで、話題にしていたところなので、ただ実際実現するにはいろんな制度があるのですが、そんなことも可能かなと思っていました。現実に57歳の人はいざれ土地を売払って、もう何十年も住んでないのでそれを駐車場に

するか、新しくアパートを建てるか坂口さん相談しましちゃうねと言われているので、いいですよと言っていました。

もうちょっと時間があるので、成年後見はまた別の次回にあつたらお話します。

私が人件擁護の推進というテーマなので権利擁護を常に思っているのは、特に障害者だけではなくて私たちも含めて、私が以前勤めた職場では職員会議で、施設長から煙草吸うので煙がばあっと層になって、女子職員も半分いるが、女子職員が妊娠してようが何してようが煙草は吸いたいだけ吸うような世の中でした。最近高等学校へ行ったら敷地内禁煙というから、高校生のためにやっているのかなと思ったら世の中みんな敷地内禁煙で、昨日の懇親会も煙草はだめですよということ。以前は、私も先輩にお前來いと言われて飲みながらお前の仕事がどうのこうのと言われて、私児童の福祉施設にいたので、今そんなことやつたらパワハラですよね。以前は女人にいつ結婚するんだ、その髪長いなど、あんた目がもうちょっと大きかったら美人なのに。今言つたらセクハラですよね。世の中はだんだん変わってきています。以前は、児童虐待のときは、子どもをドラム缶逆さにしてドラム缶の水の中に入れたりお風呂の中に入れて隣の人たち大変だと、今は児童虐待で即一時保護になりますよね。時代とともに権利意識も変わっています。パワハラとかセクハラとか、今は大学でもアカハラとか、アカデミーハラスメントと言うのですかね。卒論書く代わりにこうやってこうやらないと、ということで学生に威圧をすると、今はテクハラ、わかりますかね。パソコンのワープロとかエクセルの使い方を上司が聞くとわざと教えない。若い人たちはパソコンできますからね。ところが私みたいに年とった人は、若い人たちが教えてくれないということで逆にテクハラというような、だから権利意識が年々年々変っているということは、きっちり理解していただきたいと思っていましたので、これ私たちの生活でも同じです。時代とともに権利意識がずっと変わってきてているとていう中で、特に障害者の虐待防止法ができてこれでいいのかなと思いますが、私まだ見ていると、弱者は太田さんが言ったのですが、ものを言えない。どうしてもその支援している側がパートナーという並行関係ですが、どうしてもお手伝いしている。保護者の方も、やっぱり面倒をみてもらっているという感覚があるので、そこの権利、本人主体の権利意識になるまでにはまだまだ時間がかかるのかなと思っていました。

私、社会福祉士会として話題・課題に思っているのは、高齢者虐待の場合は市町村が判断して地域包括支援センターに全部入りますが、障害者の場合も市町村が判断する。岩手県もそうですが市町村にいくと児童も介護も高齢も障害も1人の人がやっていて、去年までは税務課にいた人が来て障害者の虐待を担当しても果たして動けるかどうかなどと。岩手県でも障害者虐待の取扱い件数が市町村によってカウントの仕方が違います。そうすると行政の人たちもその人権感覚というんですかね、何が虐待なのかということがなかなかわからない時代なのかなと思っていたので、今からやっぱり私たちが声を上げていかなくてはならないだろうし、特に保護者の方々が本人に代わって言っていかなくてはならないのかなとは思ってはいました。ただこの権利というものは永遠のテーマなので、ここまできたから完全だということではないのかなと思っていました。

あとは、太田さんの事例もせっかく出てきたので、私が特に考えているのは、社会福祉士として権利擁護、本人がより良い安定した生活をするためには、制度なり法律を使うのは当然ですが、1人では絶対だめです。そこに制度があって、そこに病院があって、そこ

にサービスがあるがなかなか使えない。使おうとしないというときには必ず1機関でなくして、関係機関、いろんな人たちが話し合って進めていくということが基本になるのかなと思っていましたので、その辺は自分のお子さんのことでもいいですし、自分が施設にいる利用者のためにも、例えば作業所に来て大変な利用者ですが、大変だ大変だということではなくて、当然行政も含めて、関わる法律機関も含めて、NPOでもいいですが、みんなで話し合って進めていくということが基本になるのかなと思っていました。そうすると自ずといろんな考え方がありますので、極端から極端にいくと何が一番大事なことなのかというあたりもぶれないで話し合いができると思っていたところです。

あと最後に、権利のところで次のお話もあると思いますが、施設利用、グループホームを利用したとしても第三者の目というのか、秋田県とか青森県はどうなのかわからないのですが、オンブズマンというのですかね、本当に困ったときにやっぱり本人なり保護者が気軽に相談できるところが、うまくないと思っていて、じゃあ坂口さんつくってやってよと私言われますが、どこかでは作らなくてはいけないと思う。本当に弁護士や専門家を含めて気軽に相談できる、苦情だけではないが、確かに苦情の受付があって、法律では運営適正化委員会があるが、それとはまた別に本当の第三者のオンブズマンというか、親が相談したり、施設の職員が相談したり、本人が相談できるような機関もゆくゆくは作っていく必要があると思っていました。

#### <司会者 伊藤>

ご助言ありがとうございました。

皆様のお手元に質問表があるかと思いますが、ご質問につきましては、基本的には話題提供者の方の話題についてのご質問というふうに限らせていただきます。

続きまして、次の発表に移りたいと思います。

それでは、宮城県名取生活支援センター窓水沼恵子様よろしくお願ひいたします。

#### <話題提供者 水沼>

本日は、「親生きあとの暮らしを守る成年後見制度」という題で2年前の東日本大震災でご両親が亡くなった方への支援とそのご家族の思い、そして現在の様子についてお話をさせていただきます。

宮城県の名取市ですが、仙台市の一つ南にあり人口約7万2,000人の市です。震災時、私たちの事務所は仙台空港のすぐ側で、沿岸部から約2キロの場所にございます。

社会福祉法人みのり会で5つの事業をやっていまして、通所更正施設の「ルバート」、地域活動支援センターの「ラルゴ」、あとはお子さんの預かりで「ゆらり」と、当事業所の相談支援事業の「窓」の4つの事業が当時被災した建物の中に入っていました。当日利用していた知的障害・身体障害のお持ちの方はだいたい45名ほど、職員は20名ほどだったと思いますが、すぐに避難をして無事でした。

当日約2時から3時の間ちょうど利用者さんたちがホールでお茶会をしていて、そのときの地震だったのでみんな同じ場所に一堂に集まっていたというところと3時過ぎの送迎バスが全部入口に並んでいたというところも迅速な避難につながったと思っています。

当日は、全然私たちは気付いていなくて、次々に利用者の家族が迎えにくるのですが、この沿岸部の閑上地域の利用者さんのお迎えはいつになんて来ることはなかった。この閑上地域は当時人口5,600人で、名取市の全体の犠牲者の数が911名ということで、市の犠牲者の大半を占めた地域になっています。

この震災を境に通所施設の利用者さんたちは自宅から施設に通う、そしてご家族とともに過ごすというそういった当たり前の生活が突然途絶えてしまった状況です。

そのときの当時行った支援について大きくわけて整理をしてみました。

とりあえず一時的な宿泊の場を確保することが一番最初でしたが、その次に常服薬の確保でした。てんかんの利用者さんが昨日から薬を飲んでないというふうに職員の方から言わされたのが翌日12日の午後なので、地震があって夜と朝と昼と3回分の薬を飲んでいなかった。施設も利用者さんの避難が精一杯で個人情報を一切持ち出していなかったので、生年月日も病院すらわからない状況で病院探しをしなければならなかつた。たまたま駆け込んだ1軒目で受診歴があり、常服薬を確保できましたが、その後も薬がなくなる方が次々おりましたので薬の確保は本当に大変なことでした。

そして2番目に、当面安定して暮らせる場所として宿泊機能のある入所やグループホームの設備の確保です。実際不測の事態ではありました、施設利用については施設側から通常の手続きに必要な保険証を持ってきてくださいとか、受給者証のコピー出してくださいとか、あとはお金が払えるかの確認をしたいので通帳のコピーも入所の前には必須ですというふうに言われましたので、震災で流出した書類の再発行も同時に求められるような状況でした。

3番としてお金の確保、とりあえず当面生活していくための費用と今後生活していくための費用ということで私あえて2つに分けましたが、というのは、一時的な避難所からまず当面暮らせる場所、施設やグループホームに移るまでの数か月にも食費だったりとか、全く何もない状況なので衣服だったりとか、そういういろいろなお金がかかってくるので、その生活費も必要です。実際何も、通帳すら再発行できない状況の中では、皆さん全国の育成会だったり、いろんな機関の方からのいただいたお見舞金を使って生活をつないだりいたしました。

もう一つ、今後生活していくための費用というのは、将来生活していく上での財産として災害共済金など、遺族の方がもらえる権利のある数百万円単位のお金の受け取りの権利があると思いますが、その手続きについても考える必要がありました。先ほどの2であげた施設に入り、まず住む場所というか泊まれる場所を確保をしたいが、お金がないと施設は入れないというところでは、2も3も一緒に動いていく必要がありました。

実際ちょっと忘れていましたが、厚生労働省から様々な対策が当時通達されていたと思います。宿泊機能のあるところで利用者さんを何割増まで受け入れていいよとか、いろいろ出ていたとは思いますが、先ほどお話ししたように実際は通常の手続き、あとは指定管理が変わったばかりなので受けられませんとか、そのうち水道管の工事があるので受けられませんとかというようないろんな話をされて受け入れを断られることも多々ありましたので、そういう中でご家族と一緒に進めていく、そのご家族もほかの安否のわからない家族さんのことを探さなければいけない状況の中で、そういうことを求めるのは非常に大きな負担でした。

今日は、この以上のような流れの中で、震災で生活が大きく変わってしまって、その後、成年後見制度につながった3名の方の支援について説明をさせていただきたいと思います。

成年後見制度ですが、実はこれまでうちの事業所の方でも、何度となく保護者さんに勉強会や研修会をする機会はあったが、実際こう利用されている方はほとんどいなくて、私自身も身近で手続きに関わったのは今回が初めてのことでした。

最初に、親族が後見人になった事例をご紹介したいと思います。

Aさん、20代の女性の方です。障害は知的障害とてんかんがあって、療育手帳Aの方です。被害状況として、ご両親と祖父母と弟さんが亡くなられて、別に暮らすお兄さんと2人で今後のことを考えていくことになりました。残されたお兄さんと今後の生活についての福祉のサービスの情報をまずお伝えするところから始めました。ヘルパーさんという人がいますよとか、ショートステイが使えますよ、入所施設もありますよとご説明をさせていただきました。お兄さんは20代前半の方でご結婚されたばかりで、小さな赤ちゃんを連れている方でした。そして1か月仕事を休んで残りの行方不明のご家族を探されている状況で、すごく疲れているという状況が伝わってきました。そんな中で、通所施設の職員も交代で親御さんの見つからなかった方々の宿泊を支援していましたので、その生活がいつまでも続けることが難しくて、今後の生活していく場を決めなくてはいけない状況がありました。そろそろ一時的な避難所から生活の場を考えていきましょうと提案するのは非常に辛いものがあり、お兄さんは妹には優しくしたことがなく、いつも妹のことを叩いていたということを話していました。20代の結婚したばかりのご兄弟に、親御さんがどこまでこの障害をお持ちのAさんのことの将来を話していたのかはわからないです。ただこれまでできなかつたことをせめてしなくてはと必死になられていきました。

Aさんは名取市から車で1時間ほど離れた入所施設の方に入所することになりました。施設入所に必要な手続きと行政での各種書類の再発行のうち、委任状でできるところは奥様がされまして、難しいところはお兄さんが行うというようなことで進めました。その中で成年後見制度についても説明を行いました。お兄さんはAさんと兄妹関係ということで利害関係が生じることから、もしかしたら後見人になれないかもという説明を受けますと、絶対になりたいというふうにお話をされていました、もしなれなかつたら俺は何か後見人と喧嘩をするかもしれないと話していた。それだけ気負っていた。お兄さんのその負担を減らしていきたいということで、NPO法人みやぎ・せんだい成年後見支援ネットに手続きに必要な援助をお願いいたしました。手続きに必要な生育歴等は通所施設の方からうちの事務所の方で記録等を取り寄せ行ってきました。その後、お兄さんは妹さんの成年後見人になりますて、うちの方に挨拶においてになったときにお見舞金等をお渡ししました。そのときにしっかりいただいたお金とかを記録しないといけない、自分はやると決めたからには、しっかりやらないと母に怒られる、どうせあんたはやれないくせにと言われるからというふうに気負っているお兄さんの姿がありました。Aさんは今も入所施設の方で生活を送っていますが、お兄さん夫婦と歩けるようになった甥っ子さんと時々面会に行かれているような状況です。

次に、Cさん30代の男性の方です。この方は、障害はダウン症で療育手帳Aの方です。被害状況としては、ご両親とお兄さんとお姉さんお2人の方と今後についてお話を進めて

いきました。そして残されたお姉さんと入所施設の方進めていきましょうということで、先ほどの方と同じ場所になりますが、車で1時間離れた場所にある入所施設の手続きを行いました。お姉さんと一緒に私の施設の方に送っていました。後見人さんにはこのお姉さんがなっておりました。

Cさんはお話ができない方ですが、好きな人にはべたっとくつついたりとか愛嬌のある方で、これだけの大人数の家族でしたのでその中の末っ子で家族の愛情をたっぷり受け育った方です。お姉さんがこの世でたった1人の兄弟を助けてくれてありがとうとうと言ってくれました。入所してからCさんに会いに行ったときに穏やかな表情でしたが、円形脱毛症ができていました。Cさんは突然の環境の変化をどう感じたのかと思ったときに、正直胸が張り裂けそうな思いがしました。お姉さんが先日実家の跡地にこのCさんを連れて行ったそうです。そしたらCさんの瞳から涙がぽろりとこぼれた、初めて連れて行ったのですよと、申し訳ないこととした、この子には何にも伝えてこなかった、ちゃんと分かる、ということをお話されました。そしてこの夏、お姉さんからご連絡があり、来春には名取市でこの弟Cさんと二人暮らしをしたいというご連絡をいただいております。名取市には入所施設もなければグループホームもありませんし、短期入所ができるところもない。夜の機能が全くない地域です。そんな中で、お姉さんとCさんが2人で暮らしていく、それが本当に可能なのか、すごく不安なところではありますが、来春に向けて地域移行の準備ということで計画相談、お一人お一人の望む生活を目標設定に掲げて関わる関係機関の皆さんで一緒にともに考えていきましょうというプランを作成しながら、スムーズに地域移行ができるように現在春に向けての準備を進めているところです。

次に親族以外の第三者が後見人になった例をお話したいと思います。

Bさん30代の男性の方です。障害は知的障害で療育手帳Aと障害基礎年金1級受給されています。この方は津波でお母さんが亡くなられて、少し家族関係の複雑な方です。Bさんは利用者さんの中では最後になる6月まで通所先の職員と宿泊をともにした方です。Bさんは家庭の事情から話し合いが持てませんでした。隣町のグループホームに先にこちらからは打診はしていましたが、ご家族確認ができなかつたのでなかなか次に進めなかつたということがありました。ご兄弟がお母さんのご遺体を山形に火葬に行くと出かけた日、そこがチャンスかなと思いまして、帰宅したのを待って今後について兄弟と話をいたしました。一緒に考えようという感じはないものの弟さんから一言、「あいつの一番いいようにしてやってください。それがお母さんの一番望むことだから」とこういうお話をいただきました。それから弟さんとはもう連絡は取れなくなっています。その後、ホームの入居準備として同時進行で通帳や保険証、福祉サービス受給者証、あと印鑑の購入等の同行支援を行いました。そして当面の生活費の確保ということで、お母さんも閑上地域でお仕事中に亡くなっているのですが、その月のお給料がきっと未払いだろうということを考えまして、母親の勤務先を探して未払い分の給料を確保したり、先ほど育成会からのお見舞い金などを、本当はこう正式な機関に管理していただくべきだとは思うのですが、震災直後でそういう機能が機能していませんので、当事業所の方で保管をして生活費を確保しました。義援金や災害見舞金等は震災前まで同居されていたお兄さんが全て手続きをしてしまうため、Bさんの使えるお金は次の月に入る年金しかありませんでした。お兄さんと金銭の分配の権利について話し合っても、取り合ってもらえませんでした。このままではB

さんの権利が阻害されてしまうと考えて市の方に相談をいたしました。名取市の成年後見制度利用支援事業を活用しています。本来、成年後見制度の申し立ては、通常四親等以内の親族というふうになっていますが、この方の場合、申し立てのできる親族がいないということを考えまして、代わって市長が申し立てを行うということになりました。名取市では平成20年の4月より施行されて以来、それまでは障害者で1件のみの活用でしたが、震災時に2件の市長申し立てが行われています。

Bさんを取り巻く環境の変化として、これまで生活介護の通所施設のみの関わりでしたが、お母さんが亡くなり、隣町のグループホームの方に生活を移しました。そして後見人には相続が複雑であるということを考え、先ほどの成年後見支援ネットを通じて仙台弁護士会に推薦依頼をいたしまして、弁護士さんに後見人になっていただきました。

しばらくBさんは大きな声を出すなど不安定な日々が続きました。お母さんが亡くなつたことや生活の場が変わったこと、自由に使えるお金がなくなったこと、一度に変化したことを受け止めるのはとっても大変なことだったというふうに思います。そのため、関わる機関と月1回定期的なケア会議を持ち、情報共有をする場を持ちました。そしてその後、徐々にBさんは安定をしていきました。お出かけをしたいということでヘルパーさんでの移動支援を活用し、あとはお母さんのお墓参りに行きたいということも言っています。唯一行き来のできる親戚の叔母さんとお墓参りに行くこともできています。当初はこう通所施設だけのつながりだったものが、地域の支援機関が連携をしながらBさんの暮らしをサポートしている状況です。今生活するグループホームでは、盆・正月はほとんどの方が帰宅するようなところですが、親御さんのいないBさんが寂しくならないように温泉に連れて行ってくれたりとか、Bさんだけの役割をつくってくれたりとグループホームの中でも居場所ができていたようです。

そして、今の現在のBさんの様子ですが、グループホームからもっともっと働いてお金が欲しいということで、お給料のもらえる就労継続B型のみのり園の方に隣の市から自転車で30分かけて通っています。先日、別の相談員がケア会議を行った際に、同席した後見人さんについてBさんに尋ねますと、お母さんがいなくなつたからいってくれているのだよねと話していたそうです。それを聞いて後見人さんからは、ご本人は母が亡くなつたから自分がいると思っているので、小さな会議や家族が集まる機会があるならできるだけ参加していきたいので連絡が欲しい。時間があつたらご両親のお墓参りにも行きたいと思うとの話があったそうです。Bさんと後見人さんとの間には、親子関係ではありませんが、信頼関係が生まれていることが感じられました。今後も、後見人さんと関わる機関が連携を取りながらBさんをサポートしていきたいと思っています。

3名の方の事例をお話しました。この3名の方はいずれも今後両親のサポートを受けることはできません。震災で失った両親の思い、どう暮らしていくって欲しいのか、その思いを聞けなかったことを悔やむご兄弟の姿があり、ご両親だったらどんな暮らしを望んだのだろうか、そう模索しながらの支援となりました。Bさんの兄弟とは連絡を取り合うことはできませんでしたが、その一言、「いいようにしてやってください。それがお母さん的一番望むことだから」その言葉で私たち支援者も今考えられるBさんに一番いい方法で進んでいくかという判断ができる大切な一言になりました。

この3名の方は、思いを言葉で表すことができない方もいますし、3人ともお金の管理

もできません。成年後見人は兄弟や第三者に関わらず財産管理はもちろん、ご本人の思いに寄り添いながら一人ひとりのこれからへの未来について共に考えててくれています。その安心感は、周囲はもとよりご本人が感じていることだなと思いました。Bさんが言った、「お母さんがいなくなったからしてくれる」というこの言葉からも、これからの人生と一緒に歩んでくれる相手として後見人さんを信頼しているというふうに感じています。

最後に、私からご家族の皆さんにお伝えしたいことということで、ご兄弟や関わっている支援者の方にぜひ思いを話していくいただきたいと思います。じっくり話し合いをすることは、難しいのかもしれないが、将来こういう暮らしをして欲しいとか、こんな生活がいいですねというところを日頃からぜひ話を聞いていただくことがご本人の進む方向になりますし、これから先、親亡きあともご本人が生きていく支えなってくれるのではないかというふうに思います。私たち地域の支援者もともに支えていく一員としてこれからも関わっていきたいと思います。以上です。

#### <司会者 伊藤>

東日本大震災、本当に大変な災害で、今のご発表を聞きながら何か言葉を失ってしまうような感じがいたしますが、水沼さんのご発表は今日の2つ前のテーマであります「成年後見と市民後見の活用を考える」というテーマに添ったご発表だったと思います。

それでは次に、助言者の方お2人からご助言をいただければと思いまので、よろしくお願ひいたします。

#### <助言者 佐々木>

私も成年後見を受任してもう4年ぐらいになっています。成年後見制度、これはどうしても必要な制度です。やっていて、私の方の温海の育成会で成年後見制度の勉強会の必要性を何度も感じているときに、成年後見を私が受任していますと言ったら、勉強会をしようということが一つも出てこなくなりました。なぜかというと、親の会の会員の中に成年後見の制度を受任している会員がいるとなれば、会員は成年後見でわからないときは会長のところに行けばいいと、これも会員の一つの安心だろうと思っています。実際問題、受任して一番感じるのは、後見業務は私一人ではできません。先ほども水沼さんが言われたとおり、後見を受ける前に様々な人の手を関わってきて後見申請に至っていますので、そのときに、私は山形県の「ぱあとなあ」の会員で、山形家裁の酒田支部と鶴岡支部に登録になっています。事前にこういう人の後見を「ぱあとなあ」の方に要請がきていますが、どうしますかと、言われて、一応細かい内容の調査表、内容の情報はきます。だが現実的に受任してからこれがまた大変で、先ほど水沼さんみたいにきれいに環境とか、手続き関係とか、そういうものを調査した上での後見の申請をしてもらうとものすごく楽ですが、ほとんど手に余して、あと家裁に相談に行って、家裁からすぐにきて後見人は誰にしますかというと、我々は第三者なので親族関係に後見のやれる方がいないとか、利害関係が複雑だとか、先ほど言いましたように相続的に問題があるとかいうようになると、私たちみたいなところに後見の依頼がくる、後見を受けているのと、今まで被後見者に関わってきた人たちが、私が後見を受けた途端にもう知らない、あなたの仕事でしょうということ

は、私は絶対それは許しませんので、しつこくその後見まで携わった方々、行政もそうですし、社会福祉協議会、そしてまた施設の方々等をいつでも戻す、情報を戻してこの時はどういうふうにしてこういうふうになったということと、後見受けてからこの人のために今後のことでの皆さんの専門的な施設なり社会福祉協議会、行政の方々ともよく連絡を取りながら後見の業務をこなすということで、1人では絶対できないということを痛感しました。これを環境よくするためには、自分も本当に忙しいです。24時間の後見なので前の提案のときにやったように、施設の方からいつ呼び出しきるかわからない。私懇意しますので、家内に運転させて鶴岡の病院までちょっと送ってくれと言って、そうしたら大丈夫ですから佐々木さん帰ってもいいですよと、帰った途端にまた具合悪くなつたからとまた行って、こんな大変な業務はないつくづく感じて、今まで3人の方みんなお亡くなりになりました。これが今度葬儀をする人がいなくて、先ほど言わたとおり自分で全部手配してやって、あと置かれて、残れば残ったで、またそれの処分しなければならない。後見制度は、絶対必要だと思うし、それは利用しなくてはならない。それでなければ判断能力のない、また親族から離されている、兄弟もいない親もいないという人には絶対必要です。それは制度をもっともっと使いやすくしていく必要があると思う。

もう一つは親の会の中に、県育成会の中にパートナーをやっている方がたくさんいる。だからその人たちを各地域ブロックごとに相談できるような組織をつくったらしいと思う。私も協力しましょうということでの提案はしています。でも岩手県もそうだろうが今県内どこにもあると思うが、パートナー、社会福祉士会の皆さんで組織はありますが、当事者が、会員の中の後見人に相談できるというのではなく別の意味があると私は思っています。その辺の組織なり、今後県育成会活動の中に一つの事業としてやることを提案しています。後見制度の利用のしかたを知つてもらう、一番は使わないこと、使わなくともいいような家族であつてもらいたいと常々思っています。

#### <助言者 坂口>

今は高齢者、あとは障害のお持ちの方、最近は高次脳機能障害、交通事故とかで障害を負った人、引きこもりの方にも関わっているので、引きこもりの人たちにも成年後見制度が必要というお話をしています。何で引きこもりの人がというと、成年後見というと全部という感じがするが、最高裁で選挙権の剥奪は違憲だということで、前から彼女を見ていて何でこれが成年後見なのと、類型からいはなれば、後見じゃなくて保佐か補助じゃないのかなということで、後見というと日常生活の判断が著しくできない人、例えば寝たきりの人とかコミュニケーションが全く取れない人ということで成年後見です。厳密にいうとどこが決めるかというと家庭裁判所になります。例えば就労B型において自分である程度生活をして、財産は無理だけれども日々のお小遣い程度ならば使える、だったら保佐類型でいける。本当に助けが必要だということになれば、社協でやっている日常生活自立支援事業があります。あれと同じレベルでいったならば補助を使ってもいいのかなどと、そうすると後見だけではなくて、要するに裁判所に何のために使うのかということをきちつと申し立てればいいだけの話です。例えば補助であるならば、入院の契約、福祉サービスの利用を補助人にお願いしたい。財産はどうするのか、お父さん、お母さんがやっていていい

のではないか、何が必要かといったならばどこの病院を使えばいいのか、福祉サービスの障害福祉認定区分、グループホーム含めてそれは補助人の専門の人にお願いするという方法もあります。私が実際やっている保佐は30代の人ですが、統合失調症で買い物をいっぱいしてしまう。親がもう困ったと。保佐人を付けて買い物を何とかしたいというので、受ける人いないから坂口さんにと言われて受けたが、案の定自転車を買った。自転車ぐらい買ってサイクリングしたっていいだろう言うが、その自転車がスペインからくる。もう東京に来ている。その買った自転車が町の中から買うので16万円ですよ。あなたの年金2カ月分をどうするのということで、取消権を私は行使しますので、取消権を行使してあなたはダメですよということでやっています。

あと一人の人は、携帯電話の利用料で困り、日常生活自立支援事業やっていたが、社協の事業では、取消権がなく、借金地獄になるので保佐人付けてもらえばということで、私が保佐人になったときは、携帯電話の利用料が30万円位の借金があった。携帯電話の使い方がわからないので、いきなり5万円とか6万円とかそれが溜まってしまうということで、裁判所では携帯電話の利用・契約解除は保佐人ですよ、その他に1万円以上の買い物は保佐人の同意が必要ですよということで、それだけについています。あとは、本人は別に何しようがいいのですが、ただ時々、病院に行かないというので医療保護入院では、私が保護者になります。だから使い方によっていろんな使い勝手がいいものもあるのかなと思ってはいました。ただし、一度申し立てたときに親族でお願いする、親族じゃないからやっぱり辞めるということはできませんので申し立ての取り下げはできることになっていますので、必ず裁判所に申し立てをするときには、書記官なり調査官とよく相談して、誰が受けるのか、何のために使うのかということを調整しないと大変なことになってしまいます。

私たちも受けたならば、何でもかんでもということはしません。できるものもあれば、できないこともありますので、私は夜電話きても行きません。それは私の仕事ではないですということで、あと、親族がいたならば、親族がここをやってくださいと、私がやる部分はここでよということをきちんと決めなくてはいけないので、当然、地域で福祉サービスの支援事業所、あとは後見人と使い分けてみんなで見ていくという仕組みを後見人はつくらなくてはいけないと思っていた。

それから、私たち福祉士会で親族がなるケースはいいですが、例えば本人のために家を建てるとか、私が先ほどの57歳の人があなたの家取り壊して駐車場にするというのは勝手にはできません。これは裁判所の許可が必要です。こんなこと勝手にやつたら解任になります。結構親族が妹のために車を買っていいだろうということで50万円、100万円勝手に使ってやつたら解任です。本人の財産を別の用途に使うには必ず裁判所の許可が必要です。それで結構親族が勝手に使ってしまったとか、今月ちょっとお金が足りないから10万円借りたというだけで解任になりますので、それだけ厳しいということで、親族後見は、お金は勝手に出し入れできないような信託を使いましょうという制度にだんだんなってきていると思っています。

あと最後、水沼さんから第三者後見の弁護士がつきましたということで、この事例は弁護士がすごく一生懸命だからいいですが、弁護士のやることは相続の問題です。兄弟間の相続に関わるので弁護士ができることなので、第三者の後見人は弁護士がいいでしょうと

いうことでついています。先ほどのBさんですね。相続が終わったならば、あとは地域の中でどのようにサービスを使って親族と調整して安心した生活ができるかということで、今この弁護士でいいが、弁護士とか司法書士も福祉サービスとか親族調整まではなかなかやらない。相続分配は専門だが社会福祉サービスをどうやって本人の自己実現のために使ったらしいかということになると専門でないので、できればこの場合には相続の後見人があとは福祉サービスを使うための後見人の複数後見とかいろんなことの申し立てをしていいのかなと思っていましたので、後見制度の使い方をそんなに専門にわかる人はいないと思うので、もしできればNPOとか社会福祉士会とか目的に合ったような使い方をしたならば、本人の生活はより良いものになっていくと思っていたところでした。

#### <司会者 伊藤>

ご助言ありがとうございました。

それではここで休憩に入らせていただきます。

次のお時間は11時15分から始めさせていただきます。もしご質問がある方がいらっしゃいましたら、質問用紙に要旨を記載して、世話人の田中さんの方に提出してくださるようお願いします。

(休憩)

#### <司会者 伊藤>

後半は、フロアの方からご質問を6件いただいているので、それに沿ってお話を進めてまいりたいと思います。

それでは、はじめのご質問を読ませていただきます。

所属は山形県手をつなぐ育成会の黒木さんです。太田さんへのご質問です。

1つ目のご質問、喉を詰まらせた、そして亡くなった事例について、家庭引きこもりから入院・保護などの対応がなぜできなかつたのか。本人の問題、家庭の問題、受け入れ先の問題など何がネックだったでしょうか。

福祉課では再発防止に向けてどのような対策を講じたか。こうした事例に対して効果的な対策が今後講じられると思いますか。いや、問題を生じさせない対策が必要だと思いますが、何がネックとなっていますか。

2つ目のご質問です。困難な事例に適時に適切な対応が取れてない反面、うまくいっているケースはありませんか。その場合、育成会としてどんな役割が果たせると思いますか。これが育成会を再生・活性化する義務と思うのですが、というご質問です。

それでは太田様、よろしくお願ひいたします。

#### <話題提供者 太田>

黒木さんにお答えする前に、皆さん方に成年後見の制度ができておりますということでお話をあったが、私は親の会でこのことについて、いろいろ話をしていますが反応がありません。皆さんにお聞きしますが、成年後見について家族で話し合っている、前向きに話し合っているという人があれば手を挙げてください。はい、今5名位の方です。あとは考

えていないです。いずれかはそのときがくるだろう、私もそうです。こういう制度があるということを話しても今日明日に死ぬわけではない、皆さんそう思っているのでしょうか。私には4つ下の妻がいます。あとに妻が残るだろう、その時あなたはどうするのかという話し合いを時々しています。そして自閉症の弟がいますが、その世話ををする内心ではそう思います。皆さんもそうだろうと思います。果たして、本人の財産もありますから錢稼いでいます。それから、年金をもらっているので、それをなるべく使わないで貯めております。だから財産は残ると思います。皆さん方あと10年後ここの中に何人かの認知症が出てまいりますよ。こうなつたら自分のことで精一杯だから後見制度なんかどうでもよくなる。それはそれでいいと思う。ただ社会が困る、関わっている地域社会の関係者が困る。そういう問題出てまいります。ですから、急にその制度に入るのではなくて、兄弟も何もいらないのなら世話をもらう人、自分に代わって時々預けたり、今のうちからきちんと考えておけばいいのだろうと思います。

ご質問の件ですが、喉に詰まらせたというのは、生まれつき満腹を感じない。いくらでも食うという。そういう子どもでしたが、養護学校にきて私も面倒はみましたが、それほど酷いとは思わなかった。学校にきてはある程度抑えられるから、だが家庭ではお母さんの今食べたご飯を取って食べる。あと我々、作業所で農園作っておりました。大根など陰の方で食っている。それから作業所でおやつの食べ残しなんかも食べる。食べたいとなつたらどうにもならない。どうしてもだめだと家族に言われると自動車は壊す、それからすぐ近くに鉄道線路ある、踏切のボタン押せば電車止まると思って、電車は止めるなどの問題行動があり、警察沙汰になって保護入院になってしまった。だが病院で手がかかるからと1か月位ですぐ退院した。親の言うことは全然聞かない。最初は社会福祉法人に入つたが、やっぱりいやになり辞めた。半年ぐらい経つてから私の作業所に連れてきたが、もうとにかく、毎日寝ているので起こすとこから始まりました。あまり手がかかるので、福祉事務所に行って、欲しいためには何でも手段は選ばないからそれはまずいだらうと、作業所の仕事も、1時間もすると家に帰ろうとする、通っている途中で道路に寝てしまう、動かすことはできないし、皆の前で大声もあげられない、それで私がトラックに乗せて送ると喜ぶ、助手席に乗せているうちは満足している、他の子どもを乗せたら俺の車に乗るのは権利みたいで暴れる。重度だから、何とかして探してくれと頼みましたが、いろいろなことはつきり言えるだらうと、審査会通っていないからだめだとか、押し問答しました。私は作業所をやめて、社会福祉法人に寄付しました。最初は社会福祉法人にいましたが、本人が辞めて家にいた。今度は家で文句言う。あの施設でこの子ども追い出したと。今度施設に行って、鍵は壊す、いろんなことする、恨んでいた。そんなことして警察へ行つたりした。最後は私が面倒みて半年ぐらいで、母ちゃんが犬の散歩をして帰ってきたときに、喉にものを詰まらせていて、亡くなっていた。その日私はお別れの言葉を読んで、福祉事務所に行きました。この子はこういうふうになってしまった。対策をぜひ考えてくれと言って来ました。そういうことも大事なことだと思います。

あともう一つ、受け入れ先も探したがなかった。福祉事務所にお願いするとサービスを提供してくれると思っているかも知れませんが、今は民間に移行してしまい、施設との契約なので、市では紹介するだけ、聞くだけです。だから紹介して受け入れがなかつたら受け入れありませんということで断られる。

次は、福祉事務所では再発防止に向けてどのような対策を講じたか。今のところまだありません。先ほどの事例以外の重度の心身障害児がいますが、重度ですから、意思もはつきりしていませんし、歩きたがる子どもですが、この子どもはどこで面倒をみるかというと病院でしかありません。病院に附属している施設がありますよね、常に医療が必要ですからそういうところでしか面倒みないです。今は、宮城県の山元町にある宮城病院に行ってお願いする、手がいっぱいかかるので、私1回訪問したが60人ぐらいの人たちがいて、30人ぐらいを3人か4人の職員で見ている。そのほとんど、8割・9割の人が全然自分で歩行できない。反応もしない。ベッドに寝たままで。そういうお子さんであれば施設はかえって楽です。あと健康管理だけしていればいいから、だが歩く子どもは困る、そこに1対1の手が必要だとすれば、ちょっと遠慮してください。ショートステイお願いしてもだめです。お伺いして大丈夫ですよというときしか面倒みてもらえない。それでは家庭でも全く同じですから困るだろうと、自分の子どもだから文句も言えない、ぐっと我慢している。それを市に行って今交渉しているのは、宮城病院だけでなく福島にも手を伸ばしてそういう病院があるはずだから、2か所・3か所指定してくださいということっています。1か所指定だからそこでだめだと言われたらだめです。相馬市にも実は肢体不自由者の施設はありますが、そこでも受け取らない。寝ているところにこの人預かって、片方の人がけがをしたら大変ですよね。手のいっぱいかかる人、大変なことですよ。その辺も今何とかしています。

それから2番目、困難な事例に適切な対応が取れていない反面、うまくいっているケースがありますかということですが、これはないわけではありません。ショットチャウ福祉事務所にお願いに行くこともありますが、頼まれたことは私の方でやります。例えば相馬市の障害者計画の作成とか、その検討委員とか、頼まれたいわゆる当て職の仕事がいっぱい回ってきますから、そこには協力しております。だが、一番今親の会のがんとなっているのは、会員が減ってきていることです。養護学校にいる保護者がほとんど入会していないということ。私案内書など持っていくが、市や学校では、はい、渡しますのでここに置いていってくださいと言う。渡しているかどうかわかりません。あるときに養護学校から頼まれまして、施設側からみた養護学校の生徒をどういうふうに育てればいいのか講演してくださいということで行ったことがあります。そのときに、保護者会の当日だったが残ったのは3人でした。養護学校でも何でも頼むときはいっぱいよこしますが、頼まれたことは絶対私断りません。市でも同じです。今度市民まつりに参加します。豚汁づくりやります。名目はチャリティですよね。ところがお金を余したら、それを残されても困ります。だから私は1回受け取って、それをそっくりそのまま商工会の方に寄付する。次の夏まつりの花火大会に使ってくださいと。だから親の会であろうと何だろうと社会に貢献しなくてならないことはいっぱいやっています。だから向こうでもわかっているはずですが、都合の悪いことは、はい、そうですかということにはまいりません。その辺がひとつがんとなっております。

先ほどこちらの方から、津波のときにどういうふうなことでどうしたかということがありましたが、皆さん津波のとき、岩手・宮城・福島の方、何かお手伝いしましたか。私の見る限りでは相馬市では障害者の家族とかは1人もおりませんでした。私は、支援物資はどんどんきますからありがとうございます。私は、お手伝いしました。できることは、障害者の

親だからできないでなくて、やっぱり社会の一員としてやるべきことはいっぱい恩を売っています。だから私のことも助けてといつても、助けてもらえない。そのときに最後までついてきて、理解してくれる人が1人でもいればと思っているところです。

#### <司会者 伊藤>

それでは続きまして、水沼さんへのご発表への質問がございます。

読みます。親亡き後では、ご本人の思い、親の思いを十分に理解することは難しく、今までの親御さんとの話の中を想像する以外にありません。支援する側の一方的なこうあればきっと幸せだろうと思うだけで、ご本人と意思の正しい気持ち・希望・意見をきちんと把握するためにも日頃から支援者側とご本人や親御さんとの腹を割った深い話し合い、腹の割ったというところに注釈がありまして、もちろん十分な信頼関係が築かれていないければ、この腹の割った話し合いというのはできないと思いますがという注釈があって、腹の割った深い話が絶対必要と思われます。よって、水沼さんはどのような関わりをなされたのかご教示願いたいということです。お話のタイミングをするときは難しかったと推察されますがというご質問です。

#### <話題提供者 水沼>

うちの事業所が通所施設と同じ建物の中にもともと併設ということもあって、今日出した事例や、その他の方も日頃から関わりが深かった方がほとんどです。いわば通所施設の中でも課題というよりは、自宅に戻ってからの地域生活の課題というふうになるとうちの事業所の方に相談があって、日頃から親御さんとはそういった地域生活についてはお話をさせていただいていたことが多かったです。

最後の例えばBさんは、その日の昼にもお母さんとお話をしていて、すごくものをたくさん集めたがる方でお買い物も好きな方です。スーパーとかいろんなところに行って出入りし過ぎて出入り禁止になってしまいます。そんな中でヘルパーさんと一緒に移動支援ができるのかというお話とかをお母さんとあの日の3月11日のお昼休みにお話をして、お母さんが、頑張っているから時々だったらヘルパーさんとそういうのもいいねと、じゃあ今日手続きしましょうと言って、そういう形で親御さんとは日頃からたくさんお話をさせていただくことが多かったです。

あと実際震災後は様々な手続きを進めていく中では、淡々と手続きを進めていったわけではなくて、そろそろこのことを進めませんかとか、次の施設のことをというのにも最初情報が一切ない兄弟さんと進めるわけですから、まず情報を伝えます。そしてお戻りになられて親族の方と、特に二十歳過ぎのお兄さんなんかは自分で決められないと、親戚の叔母さん方と相談をされるが、実際日頃だったらもっともっとじっくり悩んでいただくが、正直今回はそういう時間がなかったので、じゃあ1週間後ぐらいにもう1回お話ししましょうかということで、期間を日頃よりは短いですが、考える時間をたくさん持ってはいただきました。ただお会いしようと思った日に、昨日その母親が見つかりましたとか、今日葬儀をしようと思っていますとか、やっぱりいろいろな事態が重なってまた1週間と、そういう形で延びていくこともありました。私たちもその気持ちに寄り添うとい

うことを忘れずにじっくり関わっていこうということを中心に行いました。

例えばBさんなんかは、先ほどのもの集めたいとかというところで全てのものを失っていますので非常に不安定でした。そこでこれだけ多くの方に私も関わるので、何でしょう急いで進めなきやいけないことも多かったですが、Bさんの気持ちの安定を考えたときには、手続き全て同行しようと決めた。毎日ですが、今日は市役所の窓口で一緒にこの手続きをしよう、明日は銀行、銀行と心配するので、じゃあ明日は銀行の再発行3時に迎えに行くからと言って、毎日のように一つずつ彼の手続きと一緒に進めながら自分で持っていたいものを増やしていました。そういう形で、一人ひとりにどういった形で関わっていくのが彼らが一番いい方法なのかなというのを考えながら、一緒に話しながら進めていったという経緯があります。

あとは、このブロック大会の本に、昨日田中さんがお話をされていたことですが、中央情勢報告の17ページになりますが、2人目のダウン症の方のときに、今度来春に地域に戻って来たいというお話があって、私計画書を作っていますというお話をしたと思いますが、今度サービス等利用計画ということで、地域の相談支援事業所、おそらく皆さん地域にも圈域ごとにあると思いますが、地域の相談支援事業所の相談支援専門員の方で、皆さんの総合的な援助の方針とか解決すべき課題を総合的に確認して、最も適切な組み合わせは何だろうというところでの福祉サービスを盛り込んだサービス等利用計画を作成することになっております。実際もうそういったプランがある方とまだこれからの方といらっしゃると思いますが、それは相談支援専門員がお話を伺いながら、ご本人やご家族もですが関わる機関と皆さんで一緒に組み立てていくプランになります。こういったところで、今後も何が一番いいのかというところは皆さんで一緒に考えていく仕組みというのが、これからどんどんできてきているのかなと思いますので、皆さんも地域に信頼できる支援者をぜひ見つけていっていただければと思います。

#### <司会者 伊藤>

今のご質問は、指定障害者福祉サービス事業所「愛仙・にじ」の久米さんからのご質問でした。ありがとうございました。

それでは次のご質問は、助言者へのご質問です。

秋田県の澤田さんからご質問をちょうだいしております。

1つ目、全部読み上げますので、助言者の方で分担してお答えしていただくかお任せいたします。

「地域移行」という言葉はどこから出てきたのか、一般の人は成人しても一人暮らしをしたとしても地域移行とは言わない。就職しても言わない。福祉には理解できない用語が多くなると思うが、というご質問です。

2つ目、グループホーム（ケアホーム）は、本当に彼らにとって幸せなのか。障害のない人は他人と一緒に暮らすというのは結婚した場合でありノーマルな世界とは思われないが、入所よりはましという感覚ではないか。何々よりましが制度的にはびこっていると思う。本当に本人の意思が繁栄されているのか。別の方針・制度はないものか、というのが2つ目のご質問です。

3つ目です。障害というレッテルを貼られた（手帳）他に程度区分までつける意味はどこにあるのか。サービスに単価をつけるのは理解できるが、人に単価・区分をつける必要はないと思う。障害のない人は区分などない。日本の制度づくりに問題があると思うが権利擁護の観点からいかかでしようか。というご質問をいただいております。

それではお願ひいたします。

#### <助言者 坂口>

地域移行って何でしょうね。多分施設ではお金がかかるので厚生労働省が考えたのでしょうか。今精神科の病院もそうです。地域移行、地域連携室ということで、それをやることで診療報酬が出てるので、それに根本のところにいくとどうやってお金を余りかけないかということになるのではないか。

あとは大きな流れでノーマライゼーション含めて施設解体論というのが出てきています。何で人里離れたところに施設がという時期もあったが、共に暮らしましょうとの視点だと思うので、これも時代の趨勢なのかな、だからといってグループホームかと、別に自分の家だって何だっていいですが、たまたま施設の1つの部屋に何人も入っているよりはグループホームは個室で、その方がプライバシー含めて本人の生活が地域の中でできるという程度ぐらいしか私思っていないのですが、すいません。それより私、気になるのは、グループホーム入っていて、年齢とともにグループホームで生活できなくなってしまう高齢の人たちをどうするかということになると特養というわけにいかないので、障害者に特化したような施設というのも当然必要になってくると思う。地域で生活ができない人たちが、将来障害あったとしても特別養護老人ホーム的な施設がどこかにないと困るのかなと思っていたところですが、要するに障害を持つ方々の高齢介護の分野ですね。そこについても、みんなで考えていかなくてはいけない、障害のある人でも普通の人でも年をとってくるだろうし、認知症になってしまったときには特別養護老人ホームと同じような対応をしなくてはいけない。そのときの受け皿が本当にあるのかないのか。仮にグループホームにヘルパーを入れても限界はあるので、その辺は同じなのかなと思っていました。

あと、自立支援医療の区分認定とか、そう言われればなかなか難しいですね。ただ盲腸をしたときの診療報酬がいくらなのかということまで言ってしまうと、国の大きな制度なので私には答えられないで佐々木さんよろしくお願ひします。

#### <助言者 佐々木>

地域移行は、今までの施設にいた障害者をなるべく地域に帰そうという方向づけの制度上のものだし、確かに私も福祉の勉強始めた頃、何でこんな大きい施設にこれだけ集めてどうするのかと、ひとつの生活管理をまとめてやるよりは、自分の生まれた地域に戻して小さいところで、地域の支援を受けながらやっていくのが本当ではないのかなと昔勉強した頃本当に気づきました。でも当時は、施設に入れないと家内が大変だったので、これはやむを得ないのだろうと思って、今現在はグループホームを立ち上げてなるべく子どもたちと地域の中で暮らしていく方向にしています。

それからグループホームが幸せなのかというのは、私は今のところ、このグループホー

ムを運営する事業所、それから関わる人はほとんど今専門職化しています。それで一応の障害福祉を理解し障害者に対するこの気を遣ってやっていますし、それから先ほどサービス計画も本人の意向に基づく計画を立てていますので、事業所ではその計画についてどうしますかということになっていますので、この辺はもっと支援専門員さんと本人と事業所さんと親御さんと十分話ながらやっていけば本人のためにはなると思います。

それから、この区分認定は、私はやむを得ないだろうと思っています。うちらもそうですが税金を納めて今のところ介護保険ではなく一般税収の中でやっています。その税金を有効に使うということにおいては、先ほど言われたとおり医療行為に点数がついているのと同じなので、これはますます細かくなっていくんだろうと思う。じゃあこれをどういうふうに本人のためクリアするかというと、障害者サービスを利用する人に関わる人たちが、高い次元の福祉というこの言葉をよく理解する人たちが関わってもらえばと思っていますので、これはお金をもらう以上やむを得ないのかなというので、私はこれをクリアするには心の問題だろうといって、あんまりお金の経営者側に立つと大変ですが、でもそれはやっぱり人ととのつながりの中で何とかクリアしていかなければならないと思います。

#### <司会者 伊藤>

終わりの時間が12時と決められているので、ご質問もう少しありますので、またお願ひしたいと思います。

次のご質問は手をつなぐ育成会についてだと思いますが、後継者についてはどうお考えですかっていう、ご意見をお伺いしたいということで、北上市のタキサワ様からご質問いただきて質問したい人全員になっていますが、ちょっとお時間の関係で全員は難しいので、恐れ入りますが太田さんからお願ひします。

#### <話題提供者 太田>

スウェーデンが世界で一番社会福祉が進んでいると言われた。我々もスウェーデンもそうだったが、ユートピアをつくるということで、立派な施設をつくれば幸せになるだろうと言ってそういう福祉の進め方をしてきた。福島県でも100町歩の国有地があつてが、太陽の国という、そこにいろいろな施設をつくろうとしたが、今度は問題が出てきた、保護者がそこに会いに行くのに福島県全域だ。近くにあればいつでも会いに行ける。それから入っている人たちはいつでも来てもらいたい。それから帰みたいなものに囲まれたところで同じ人しか会えない。みんなと一緒に生活をしたいという意見の言える人はそういう意見をするようになった。一般の人も障害持っている人も同じだ。じゃあどこで生活したらいいのだろうと、自分の生まれたところは知っている人もいる、父ちゃん、母ちゃんもいる。そこでお世話になればその親の支援も受けられるし、知り合いの支援も受けられるし、一番いいだろうということで今の地域福祉というものが進んでまいりました。なるべくだったら、今のそういう収容施設はなくしていきましょうということですが、じゃあ親が看護能力の弱い人はどうなるのか。困っている人がいるので、すぐにはなくならないだろう。ただなくしていく状況にある。それを生まれたところの市町村が全部施設をつくり利用させたりしてやっていきますよということになるが、小さい村は全部あるのか。

一番先に私が言ったように、介護施設はいくらでもあるが、障害者の施設はない。せっかく立派な老人介護施設あるのだからその一部を何とか使わせてくださいと、どうせ国の予算でやっているということを私は皆さんに訴えて、そういう運動をしていきたいと思っている。

それから私の方への質問ですが、後継者を育成しているのか。あなた方ね、酷いところによってくるのか。今から永田町に行って座り込みをしてハンガーストライキをやると言ったらついて来るのが、誰もついて来ない。後継者に譲るという人は、若い人は若い人の意見があるだろうから、私は辞めるときは辞めます。親の会を脱退してでも何しても辞めます。そのぐらいのことないと辛いところについてこない。さっきもちょっと言ったが、施設をつくったときどのぐらい働いたかというと、NPO法人つくって20日間ぐらい、1人8時間ずつ働くと8時間かけるから160時間でしょう。私330時間超えた。年間休んだのは、盆・正月・旗日もみんな入れて3日くらい。一生懸命やって喜ばれたかというとみんなは俺に文句ばっかり言っている。だからみんな出てきてくれと言って必ず金払った。こんな辛いところに寄ってくる人はいない。いくら障害児を持っている母親だろうと父親だろうと、理解はするだろうが、酷いところにはについてこない。やがては人に譲るというときは、その決断が必要だろうと私は思っている。

#### <司会者 伊藤>

はい、ありがとうございました。

それでは最後のご質問です。坂口様へのご質問です。

後見人制度利用者さんや家族の方にわかりやすい説明をしたいが、もう一步踏み込んだわかりやすい内容をということで、保佐と補助のことについてご説明をもう少ししていただきたいということで、手をつなぐ育成会北秋田市の小塚さんよりご質問がきております。

#### <助言者 坂口>

短い時間でちょっと私も説明できないですが、いずれ法律行為なので、保佐とか補助、同意権があるかないか、取消権があるかないかということになりますので、保佐であれば民法の13条で、生活も含めて元本を領収するとか、いろいろあるので、今ここでお話ししてもちょっと大変ですが、一つ大事なことは、その申し立てたときに補助でも保佐でも本人の事理弁識能力が向上すれば取り下げることはできますので、後見でもそうですから、保佐人、補助人の解任の手続きをすればいいだけです。1回やったからずっとつかなくてはいけないということではないので、ただそうすると医師の診断書が必要になります。医師の診断書はかなりのウエイトを占めます。後見であれば一筆5,000円位の診断書でいいですが、保佐・補助になると鑑定書を求められると5万円から10万円位かかる。私が知っているとこでは鑑定書が必要になりますので5万円の人も7万円の人もいた。ただその中で何をするかというと、例えば先ほど言ったように携帯電話の契約解除、あとは債務の返済とかですね。いっぱいあります家の新築・増改築の同意権・取消権、後見類型であれば包括的な代理権なので成年後見人が代理になっていろいろできる。補助とか保佐は、例えば相続の手続きとか保険金とか、あと年金の領収とか定期的な収入、これ全部細

かくありますので、あと介護サービスの利用、利用料の支払いとか、あと医療費、福祉サービスの利用契約解除そのための支払い。あとは金融機関との一切の取引とかという項目がありますので、どれがうちの子どもに必要なのか、もしくは、相殺にかかる契約も補助類型の中で入れるとかということにも、多分その辺も裁判所と相談していいのではないですかね。ただし私も、保佐をやっていて認知症で本人の事理弁識能力が著しく低下してきます。そしたらいつまでも保佐じゃないですので保佐から後見類型に変える。そのとき申し立ては誰がするかというと補助人と保佐人ができる。最初、日常生活のことを補助人にお願いしますということで弁護士でも司法書士でもやって、お父さん、お母さんも年とつてきて利用者本人も大変であれば、じゃあ今度、補助から保佐の類型に変えることができます。そんなふうにして一番最初は親族、もしくは市町村しかできないですが、一度、保佐・補助つけば、補助人・保佐人も次の申し立てができるし、例えばうちの子どもちょっと大変になってきたし、携帯電話いっぱい使っているので、例えば携帯電話の契約解除をあとからつけるという項目も足したり引いたりすることもできますので、一度決めたからそれっきりじゃなくて、本人の生活に応じてやっていっていいのではないですかね。例えば、金融機関の取り引きは親がやっていたがちょっとどちらも無理だと。これは大変なのでその補助でも保佐でもいいですから、そのときに保佐人に金融機関の取り引きもお願いしたいということの申し立てをすると、裁判所ではそれを判断してつけることになります。

よろしいでしょうかね。具体的な運用になればそのようになります。

#### <司会者 伊藤>

それでは第4分科会はこれで終わりになります。

今日の話題提供、それから助言の方のお話が皆様の地域に持ち帰っていただいて有益になることを願っております。

それでは、世話人の田中さんにお渡しします。

#### <世話人 田中>

これをもちまして第4分科会を終了いたします。

皆さん、進行にご協力いただきありがとうございました。

本当は、もう少し時間があれば、皆さんに思う存分話していただけたかと思いますが、12時までという時間の制限があるので、これで終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。